様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2026年 1月29日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）たいめっくかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 タイメック株式会社  （ふりがな）たなか　たけひろ  （法人の場合）代表者の氏名 田中　健裕  住所　〒719-1164  岡山県 総社市 西郡１９７番地１  法人番号　6260001015957  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX戦略 | | 公表日 | ①　2026年 1月28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社HPに公表  　https://timec.co.jp/wp-content/themes/timec/images/dx.pdf  　記載箇所：「DX取組宣言」、「ミッション・ビジョン・バリュー」・ページ：P２、P３ | | 記載内容抜粋 | ①　＜外部環境変化の認識＞  グローバル競争の激化、原材料価格の高騰、持続可能性への対応、デジタル化・自動化の進展といった多くの課題や変化も進行しており、これらへの柔軟でスピーディな変化に強い対応が当社の将来を左右すると考えています。  ＜経営ビジョン＞  Vision ビジョン（目指す姿）  　　『成長に向けた攻めの施策で、新技術・新工法に挑戦し「変化に強い会社」を目指す。』  ＜ビジネスモデル＞  次の50年、即ち100年愛される企業を目指し、新しい価値を創造し続け、社会に貢献していきたい。先人たちが築いていきた数々のヘリテージを胸に刻みながら、既存の枠組みや常識にとらわれず、デジタル技術やデータを活用した大胆な変革を実践し、期待を越える驚きと感動を皆様に提供していくことで、タイメックが次のステージに躍進するために、ここにDX戦略をまとめました。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当社は取締役会設置会社ではなく、当社における取締役会に準ずる役員会で承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX戦略 | | 公表日 | ①　2026年 1月28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社HPに公表  　https://timec.co.jp/wp-content/themes/timec/images/dx.pdf  　記載箇所：「DX戦略」・ページ：P4 | | 記載内容抜粋 | ①　当社は、試作・サンプル中⼼の事業構造のため、競争⼒の源泉は新しい要求にスピーディに対応し、技術提案に根拠を持ち、利益を確保できることです。⼀⽅で、加⼯条件・⾒積・原価の判断 が属⼈化しやすく、知⾒が共有されないことで「再現性」「利益の安定性」「提案スピード」が 損なわれるリスクがあります。そのため以下のDX戦略で技術と実績の根拠データを可視化し、スピードと利益率改善を両⽴させていきます。  戦略①ハイテン加⼯（⾼張⼒鋼板）：伸ばすべき技術として注⼒し、セールスポイントにする  •ハイテン加工は難加工の場合が多いので、解析ソフトを活用し、成功条件・失敗条件を蓄積し、再現性を高める  •⽴ち上げのスピードと品質安定を武器に、提案⼒と価格交渉⼒を強化する  戦略②営業⼒強化：顧客情報の共有及びデータ分析（技術営業の強化）  •異種材加⼯・新材料の試作結果、要求仕様、⼯程能⼒を整理し“技術営業の武器”とする  •新しい要求に対して根拠をもって提案できる体制を整え、案件獲得と差別化を実現する  戦略③溶接⼯程の⾃動化推進：⽣産性向上と品質安定  •ロボット化とオフラインティーチングの標準化により⽴ち上げ・段取り時間を短縮する  •溶接条件と品質（強度・⽋陥等）を結びつけ、⼿直し・不良による利益毀損を防ぐ  戦略④ つなぐDX（横ぐし）：見積・原価・実績・技術を連動し利益を確保する  ・見積・原価・実績・品質・技術条件を連動させ、「実績→学習→見積改善→利益改善」の循環を回す  ・儲かる仕事の条件（利益が出る/出ない要因）を可視化し、案件選別と適正価格の根拠を持つ | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当社は取締役会設置会社ではなく、当社における取締役会に準ずる役員会で承認 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX戦略  　記載箇所：「DX推進体制」・ページ：P5 | | 記載内容抜粋 | ①　タイメック株式会社は、社長（実務執行総括責任者）を中心として、DX推進チームを組織し、定期的にDX戦略の進捗を管理しながらDXを推進してまいります。  また、必要なデジタル人材の育成もDX推進チームを中心に進め、QMSの活動の一貫として年間教育計画に組み入れ、社内全体のリテラシー向上及びデジタル人材の育成を推進します。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX戦略  　記載箇所：「デジタル環境整備」・ページ：P6 | | 記載内容抜粋 | ①　タイメック株式会社は、DX推進のために毎年売上の１％を投資します。これまで利用している既存システムを見直しながら、活用を促進していきます。また、新規システムの導入やネットワークを構築して、会社全体のDXを推進していきます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX戦略 | | 公表日 | ①　2026年 1月28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社HPに公表  　https://timec.co.jp/wp-content/themes/timec/images/dx.pdf  　記載箇所：「KPI（目標値）」・ページ：P7 | | 記載内容抜粋 | ①　DX戦略の達成状況を測る指標として下記を定めます。  実行計画を立案したうえで、取り組みを行い、各部署ごとに目標値の達成状況を定期的に評価を行いながら目標達成できるようPDCAサイクルを回していきます。  戦略①ハイテン加工：伸ばすべき技術として注力し、セールスポイントにする／2028年まで／社内不具合件数（３0％削減／2025年基準）  戦略②営業力強化：データに基づく技術営業の強化／2028年まで／案件受注率（30％UP／2025年基準）  戦略③溶接工程の自動化推進：生産性向上と品質安定／2028年まで／溶接工程のロボット化50％  戦略④つなぐDX（横ぐし）：見積・原価・実績・技術を連動し利益を確保する／2028年まで／実工数率　80％（実工数／見積工数） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2026年 1月28日 | | 発信方法 | ①　DX戦略  　自社HPに公表  　https://timec.co.jp/wp-content/themes/timec/images/dx.pdf  　記載箇所：「社⻑（実務執⾏総括責任者）メッセージ」・ページ：P8 | | 発信内容 | ①　タイメック株式会社の田中健裕です。  おかげさまで当社は、本年55周年という節目の年を迎えることができました。これもひとえに、お取引先の皆様、地域社会、そして日々現場を支えてくれている社員一人ひとりのおかげです。心より感謝申し上げます。  タイメックは創業以来、「情熱と信念を持って行動し、社会の発展に貢献することにより、全社員を幸福にする」というミッションのもと、「あくなき時間への挑戦」を続けてまいりました。  これまで中期経営計画は、経営者主導で立案してきましたが、今年度からは、未来を担うメンバーとともに合議制で検討する体制へと転換しました。  Mission・Vision・Value（MVV）の再定義を起点に、事業の三本柱となる方向性の確立、注視すべき指標や数値の整理、定量・定性目標の明確化、重点施策の具体化、そして各種ルールや仕組みの統合と整合性の確認といったプロセスを経て、中期経営計画の最終案を取りまとめることができました。この合議制による検討を通じて、これまで顕在化していなかった課題や、組織として向き合うべきテーマも明確になってきています。  ～中略～  社内の変革によって生まれた新たな技術や工法を、日々の仕事や製品加工の現場に確実に活かし、お客様や社会への「提供価値を高める」とともに、働く人たちの「働きがい」と「幸福」を実現していく所存です。  タイメックのあくなきチャレンジにぜひご期待ください |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 11月頃　～　2026年 1月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 11月頃　～　2026年 1月頃 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。